

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 | 答弁者 |
|----|----------|--|------------------|
| 5 | 高橋 正典（9） | <p>1. 集中豪雨による市民生活への災害対策について</p> <p>本年7月24日から26日にかけて日本列島南に低気圧が居座り、本市も豪雨に見舞われた。消防本部調べで、一日の降雨量が245ミリメートル、1時間当たり50ミリメートルの降雨量を記録した豪雨は、家から出るのとはばかられるほどであった。</p> <p>本市西部に、潤井川の支流、上堀の下流部に岩松の松岡地域があるが、この激しい雨の影響から床下浸水の被害が出た。顧みれば、平成23年6月定例会で初の一般質問に登壇し、本件について取り上げて質問しており、今回で2回目となる。</p> <p>昨年台風19号では、1時間当たり90ミリメートルの降雨量を記録しており、幾度となく床下浸水の恐怖におびえてきた住民は基礎をかさ上げして家を建て替えたにもかかわらず、今回も床下浸水が発生した。</p> <p>「あの雨では仕方ない」では済まされるものではないとの思いから、再度、このことについて、2つの視点から質問する。</p> <p>(1) 今述べた事例は、松岡の四丁河原下区のJR東海道本線梅屋敷踏切の西側一帯で床下浸水の被害が出たものである。</p> <p>原因としては、JR東海道本線下を横断する水路の開口が小さく、ここに接続する水路の水が一気に増水した場合、大量の水がはけきれずに滞留したことに尽きる。</p> <p>この一帯に集まった大量の水はどこから来るのかということになるが、この付近を流れる上堀の水が溢水して、この地域に集中して流れ込んできたのである。原因は上堀にあるが、ここでは、溢水した水が一点に集中するも、水はけがよければ床下浸水の被害は免れたのではないかということについて、以下質問する。</p> <p>① 四丁河原下区にあるこの直近の水門周辺を改良して、下流部への溢水を阻止できないか。</p> <p>② 水路を改良したとしても、抜本的な解決手段として、JR東海道本線を横断する水路の口径を拡幅すべきと考えるがいかがか。</p> <p>③ JR東海道本線の南側にある水田や、四丁河原下区及び松富町住民への水害による被害を防止するという観点から、水路の整備も必要となるが、踏切の東直近に市有地があるので、ここに調整池を設けることは考えられないか。</p> <p>(2) 今回の床下浸水被害は、四丁河原地内の水門付近での溢水が下流部に回って起きた。では、上堀の排水がよければ、溢水が起きなかったということになるが、ここで、上堀の線形について考えてみると、滝戸の龍巖淵を起点にして、岩本地内から松岡地区に至るまで、ごく自然な流れで流下してくるも、四丁河原下区に入って、JR東海道本線に突</p> | 市長 及び 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発 言 の 要 旨 | 答 弁 者 |
|----|----------|--|------------------|
| 5 | 高橋 正典（9） | <p>き当たると直角に曲がる。ここで、流れを西に変えると今度は、四ヶ郷用水路に直角に合流することになる。この2か所の悪条件が上堀の流れを悪くしていることについては、当局も認識していると思っている。</p> <p>上堀のバイパス事業の将来計画は承知しているものの、平成28年に完成し、4年経過した上堀放水路について、以下質問する。</p> <p>① 四ヶ郷用水路は集中豪雨の予報の時点で、取水門を閉鎖しているが、上堀との合流地点より上流部で満水の状態になる。その要因についてどう考えるか。</p> <p>② さきに述べたように、上堀は、松岡踏切付近で直角に曲がり、さらにその西側の宮下踏切付近で、満水状態の四ヶ郷用水路と直角に合流していることから流れに支障を来していると考えますが、四ヶ郷用水路との合流部の改善方法について、考えはあるか。</p> <p>③ 平成28年にJ R 東海道本線の南に上堀放水路を新設したが、その効果についてどう捉えているか。</p> <p>④ 富士川河川敷内の放流部については、今回の豪雨においても十分な水路幅が確保され、かなり余裕があったが、四ヶ郷用水路からの取水部分を改良することによって、放流量を上げることが必要と考えるがいかがか。</p> | 市長 及び 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 | 答弁者 |
|----|----------|---|------------------|
| 6 | 佐野 智昭（6） | <p>1. ごみのない日本一きれいなまちを目指すためのマナー条例の充実と各種施策等の拡充について</p> <p>本市は、平成28年6月に富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（通称：富士市マナー条例）（以下、「マナー条例」という。）を施行した。</p> <p>マナー条例は、人々が永く住み続けたい、何度も訪れたいと感じる魅力に満ちた美しいまちを築くことを目的に、基本理念を誇るべき規範意識を身につけること、周囲の人々を思いやる心を育むこと、市・市民・事業者・来訪者で協働して進めることを意識して、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するとして、各主体の責務、禁止事項や違反者への対応、美化推進重点区域の指定等を規定している。</p> <p>施行後4年が経過し、市ではマナー条例の周知活動や啓発活動のほか、日頃のちょこっと美化を推進していくためのチームちょこ美（び）活動等を展開するなど、積極的に各種施策に取り組んでいる。また、チームちょこ美活動へ参加する市民や、自主的に清掃活動を実施する地区や自治会、市民団体、事業所等も増えてきており、市・市民・事業者がそれぞれの責務を果たし、美しいまちづくりに向けての機運も高まりつつあるように思う。</p> <p>しかし一方で、残念ながら依然としてごみやたばこの吸い殻のポイ捨て、飼い犬等のふんの放置などが見受けられる。</p> <p>また、海洋プラスチックごみ問題が顕在化している中で、富士海岸においてもペットボトルをはじめとする大量のプラスチックごみなどが漂着しており、その深刻さを目の当たりにする。</p> <p>さらには、コロナ禍で、テイクアウト商品の容器やマスクのポイ捨ても増えている。</p> <p>そのような中、今後しばらくはウィズコロナの生活を強いられ、新しい生活様式の実践が求められる中においては、相手目線、相手起点で行動するといったマナーが問われることになり、ごみのポイ捨てなどをしないということも、新しい生活様式と同様に重要なことであり、多くの方が利用する道路や公園、海岸などの公共の場においては、お互いにきれいに使う、きれいな状態を保つという意識の醸成が一層求められるところである。</p> <p>一方、今年6月に日本政策投資銀行と日本交通公社がインターネットを通じて行ったアンケートでは、回答した6200人余の外国人のうち、46%（複数回答）が新型コロナ終息後に観光旅行したい国や地域として日本を挙げており、最も人気が高かったようである。そして、その理由としては36%（複数回答）が「清潔だから」と回答していることから、終息後のインバウンドのためにも、清潔できれいなまちづくりを推進していくことが重要となる。</p> | 市長 及び 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 | 答弁者 |
|----|----------|---|------------------|
| 6 | 佐野 智昭（6） | <p>こうしたもろもろの状況を踏まえ、そしてコロナ禍を機に、自分たちのまちは自分たちの力できれいにしていこうという思いや美しいまちづくりに向けての機運をより一層高め、オール富士市でみんながそれぞれの立場で身近な環境、足元から具体的な活動ができるよう、制度や仕組みの充実、各種施策の拡充が必要であるとする。</p> <p>特にマナー条例については、社会・経済情勢の変化や市民の意識、生活形態の変化などに即応し、目的や基本理念の達成のために、柔軟に見直し、充実していくことが必要ではないかと考える。また条例では、まちを汚さない、マナーを守るという保全の観点と、まちをきれいにするという創造の観点から施策を展開していくとしているものの、創造の観点についての規定が弱いように感じる。</p> <p>将来に向けて、世界に誇る日本一の富士山の麓のまちにふさわしい、ごみのない日本一きれいなまちを目指し、みんなが一丸となって取り組んでいく姿を想い描き、以下質問する。</p> <p>(1) 現時点でのマナー条例の成果と課題について伺う。</p> <p>(2) マナー条例の規定内容の充実や具体的な施策の拡充については、成果が得られそうなものを可能な限り盛り込むことで、多様な展開が図られるのではないかと考え、本市と人口規模が近い20万人台の都市の類似条例や取組を参考に、また、マナー条例施行1年後に実施した生活環境、モラル・マナーの向上に関する市民アンケート結果などを踏まえ、以下を提案し、それに対する見解を伺う。</p> <p>① 土地所有者等の責務を条例に規定したらどうか。</p> <p>② （仮称）誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり行動計画の策定を条例に規定し、それに基づき施策を展開したらどうか。</p> <p>③ 条例の美化推進重点区域に富士海岸を指定し、市・市民・事業者・関係機関及び関係団体が一体となって美化活動を展開したらどうか。</p> <p>④ 命令に従わない場合の罰則を条例に規定したらどうか。</p> <p>⑤ 美しいまちづくりに寄与・貢献している個人や団体に対する顕彰を条例に規定したらどうか。</p> <p>⑥ ポイ捨て等の巡回パトロールや啓発・指導などを行っていただく（仮称）美化推進員を条例に規定したらどうか。もしくは、施策として設けたらどうか。</p> <p>⑦ 市・市民・事業者・関係機関及び関係団体が情報交換を行い、一体となって美化活動を推進するための（仮称）環境美化推進会議を条例に規定したらどうか。もしくは、施策として設置したらどうか。</p> <p>⑧ 一斉清掃活動、啓発活動を推進するための特定日や期間を条例に規定したらどうか。もしくは、施策として定めたらどうか。</p> | 市長 及び 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 | 答弁者 |
|----|----------|--|------------------|
| 6 | 佐野 智昭（6） | <p>⑨ ポイ捨て防止等の啓発活動のためのキャンペーンを定期的に実施したらどうか。</p> <p>⑩ 学校や企業を対象に、美化教育を推進したらどうか。</p> <p>(3) ふじクリーンパートナー事業については、環境部門に業務を移管し、マナー条例との関連の中で推進していくことが効果的であると考えがいかがか。</p> | 市長 及び 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 | 答弁者 |
|----|-----------|--|-------------------------|
| 7 | 鈴木 幸司（12） | <p>1. 教育自治と感染症対策（緊急時におけるレイマン・コントロールの停止について）</p> <p>教育長は、市内の小中学校の一斉休校（臨時休業）に関する文書質問に対し、この決定は教育長の判断で行ったと8月21日付で回答している。</p> <p>この回答書（富教総発5031号）によると、一斉休校（臨時休業）の決定は、学校保健安全法第20条の規定に基づくとあり、その決定権は学校の設置者にあると書かれている。そしてその設置者とは教育委員会であると解されていますと解説されている。</p> <p>教育委員会制度は、官僚統制ではなく民衆統制、つまりレイマン・コントロールと呼ばれる戦後教育行政改革の一翼を担う大切な制度である。今回のような緊急時において、レイマン・コントロールはどのようにあるべきか、以下伺う。</p> <p>(1) 教育行政において、レイマン・コントロールは守られるべき大原則であると考えますが、教育長の見解は。</p> <p>(2) 市内の小中学校の一斉休校（臨時休業）判断は、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条の1号から17号までの項目には当たらないのか。</p> <p>(3) その際、教育委員の意見はどのように参考とされたのか。</p> <p>(4) 休校判断に際して、学校長の意見はどのように聴取されたのか。</p> <p>2. 地域通貨導入の可能性について</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響により経済循環が停滞している中、市内における消費喚起や事業者の売上げ向上を図りつつ、市民及び事業者のキャッシュレス社会への対応を進めるため、令和2年10月より市独自の電子地域通貨「ふじペイ」を発行・活用して、電子プレミアム付商品券の販売を開始することが発表された。</p> <p>1999年の地域振興券の発行以来、様々な地域通貨が発行されては消えていった。その数約800。地域通貨の効果は一時的で、30%や50%などのプレミアムをつけて発行し、自治体はその分を税金で負担したら終わってしまう。これが一回限りの使用ではなく、地域通貨としての流通ができれば、その経済効果は2倍にも3倍にもなる。電子決済では、その可能性が高まるのではないだろうか。</p> <p>深谷市電子プレミアム商品券実証実験調査報告書（令和2年3月）によると、地域内における経済循環を高めること、そして、キャッシュレス決済を用いた上での限定的な通貨の流通は可能であると結論づけられている。「ふじペイ」発行を目前に控え、以下質問する。</p> <p>(1) 今回の電子プレミアム付商品券の仕組みは。</p> <p>(2) 電子地域通貨「ふじペイ」発行の狙いは何か。</p> <p>(3) 市長は8月にデジタル変革宣言を行ったが、自治体のデジタル化推進と地域内経済循環への影響をどのように捉</p> | 市長 及び 教育長 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発 言 の 要 旨 | 答 弁 者 |
|----|-----------|---|-------------------------|
| 7 | 鈴木 幸司（12） | <p>え、その中で今回の地域通貨に何を期待しているのか。</p> <p>(4) 深谷市の事例のように、健康マイレージ事業やボランティア活動に「ふじペイ」でポイントを付与することはできないか。</p> <p>(5) 富士市民が「ふじペイ」利用可能店で買物をした場合、2%程度のポイント還元をしてはどうか。</p> | 市長 及び 教育長 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 | 答弁者 |
|----|-----------|---|-------------------------|
| 8 | 井出 晴美（16） | <p>1. 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行における対応について</p> <p>厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらない中、秋から冬にかけて季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されることから、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行した場合の対策として、インフルエンザワクチンの接種を原則として高齢者や医療従事者、子供などから優先的に接種する方針を決めました。10月前半からワクチン接種を始め、まずは65歳以上を優先して接種を呼びかけるとともに、10月後半以降は医療従事者や基礎疾患がある人と妊婦、小学校低学年までの子供を対象に拡大すると伺いました。</p> <p>厚生労働省の方針に法的拘束力はないとはいえ、新型コロナウイルスの影響で、接種希望者が例年と比べ増えることが予想されており、患者の増加と重症化を効率的に抑え、医療機関の混乱を避けるためには、ワクチンの優先接種は重要であり、本市としても、優先接種の意義や事前周知を徹底すべきと考えます。</p> <p>さらに重要な鍵を握るのが、地域医療の最前線にある、かかりつけ医や救急医療センターの機能発揮とされています。医師であっても発熱や倦怠感などの初期症状だけで新型コロナウイルスとインフルエンザを識別するのは難しいとされています。これまで、インフルエンザを疑う患者の多くは、地域の診療所や、夜間、休日であれば救急医療センターで検査を行い、陽性ならインフルエンザ治療薬を処方されました。ただ、新型コロナウイルスの登場により、鼻咽頭拭い液を用いた検査は飛沫感染のリスクも高く、判断を誤ると新型コロナウイルスの感染拡大を助長することにもなります。こうした中、厚生労働省は、検査体制や外来医療の在り方を含めた、地域医療提供体制の構築が急務とし、10月中に整備を行うとの考えも示しています。</p> <p>そこで、本市における新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に対する対策や医療体制強化の取組について、以下6点について伺います。</p> <p>(1) 厚生労働省は、インフルエンザワクチンを原則として高齢者や医療従事者、子供などから優先的に接種する方針を決めましたが、本市における優先接種の意義や事前周知の実施について伺います。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行期間に感染が疑われる場合の、受診に対する患者相談窓口の流れと検査体制について伺います。</p> <p>(3) 例年、秋から冬にかけてインフルエンザが流行すると地域の医療機関とともに救急医療センターにも多くの患者が受診し対応に苦慮しています。市民の皆様からスムーズな対応を要望する声は、毎年耳にするところですが、コロナ</p> | 市長 及び 教育長 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発 言 の 要 旨 | 答 弁 者 |
|----|-----------|---|-------------------------|
| 8 | 井出 晴美（16） | <p>禍となる本年においては救急医療センターの診療体制の強化、感染防護具、飛沫防止パネルなどの整備強化が必要と考えますが、対策状況について伺います。</p> <p>(4) 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行では、かかりつけ医など医療現場の負担が大きくなると考えられますが、かかりつけ医など医療現場における検体採取のために必要な个人防护具の安定的な供給や、不足する医療人材など適切な確保が求められておりますが、本市としてどのように取り組まれるのか伺います。</p> <p>(5) 教育現場における新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に対する対応について伺います。</p> <p>(6) 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に関する市民の行動指針を明確にして周知する必要があると考えますが、いかがでしょうか。</p> | 市長 及び 教育長 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 | 答弁者 |
|----|-----------|--|------------------|
| 9 | 荻田 丈仁（22） | <p>1. 民間企業、各種団体等との官民連携による協働の推進強化について</p> <p>近年、官民連携の必要性が求められてきたが、企業内でも企業の社会的責任への意識が高まり、事業を通じて、またボランティアや寄附といった手段によって、利益の追求だけではない、地域の一員としての社会貢献が盛んに行われ始めているが、自治体と、民間企業や各種団体等が連携協定を締結し、それぞれの得意分野を生かして、地域の活性化や市民サービスの向上に貢献するための仕組みをつくっていく必要がある。</p> <p>現在、多くの自治体で市民サービスの向上や行政コスト削減、災害時での協力等々で官民連携が進んでいるが、市と民間とが、それぞれの特性や資源を生かし合って協力し補っていく官民協働を推進し、市単独で実施するよりも効果的な市民サービスを提供して、市民の生活をより一層安全で、豊かで便利にしていくことが求められている。既に富士市でも多くの包括協定や連携協定が締結されているが、特に包括協定では締結後の有効活用はもちろん、活用発信や活用提案が重要となっている。今後、連携協定の締結を進める上では、包括協定では担当課が多岐にわたり協定の管理や活用が見えない部分も多く、連携のメリットを最大限に生かす上でも責任を持って協定運営を推進する体制が求められる。また、本年、SDGs 未来都市となったが、SDGs の取組においても地方創生SDGs 官民連携プラットフォームが示されているので、さらに企業、団体等からの連携は活発化することが予想される。SDGs の視点からも、市として官民連携による協働等を積極的に推進するならば、一元的な管理や専属的に取り組むためのプロジェクトチームや推進室が必要となると考え、以下質問する。</p> <p>(1) 民間企業、各種団体等との包括協定や連携協定の締結をどのように考え取り組んでいるのか、また、現在の包括協定、連携協定の取組状況はどのようになっているのか。</p> <p>(2) 協定締結後の活用状況はどのように管理されているのか、また、協定先との連携は定期的に確認調整されているのか、また、今までの協定や新たな協定についても見える化はすべきことであるがいかがか。</p> <p>(3) SDGs 未来都市となった富士市として今後も官民連携を推進していく上では、協定等の取組や締結後の協定については円滑な運営や活用、またSDGs での考えを取り入れた仕組みも含め一元的管理運営が必要であるので、推進体制の強化を進める上でも官民連携プロジェクトチームか、できれば官民連携推進室を立ち上げて取り組むべきと思うがいかがか。</p> <p>2. 須津川溪谷の積極的な整備活用と新たなアクティビティ推進について</p> | 市長 及び 担当部長 |

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 | 答弁者 |
|----|-----------|---|------------------|
| 9 | 萩田 丈仁（22） | <p>大棚の滝を有する須津川溪谷は、愛鷹山系随一の景観を持つ富士市の誇るべき場所である。この須津川溪谷の整備活用は、かねてより議会、行政懇談会等で取り上げられてきた。平成28年には溪谷橋において、東海地区で初めて富士バンジーが運営され始め、国外や県外から多くの観光客が訪れる場所になっている。コロナ禍において自然回帰が見直され、自粛中のゴールデンウィークや夏の間も多くの人でにぎわっていた。ただ、かねてよりの問題点であったが、今回、にぎわったことで路上駐車や立ち入り禁止場所でのバーベキュー等、マナーの悪さが目立った。</p> <p>以前、議会や地域から、須津川溪谷を一元的な窓口で計画的に整備を推進していくことが要望され、平成27年に富士市須津川溪谷総合的整備計画を策定し、地域と協働の上、計画が推進されている。しかしながら、現況としては、計画があっても規制も厳しく、十分な整備や課題改善が進んでいるとは実感できない。平成27年の計画策定後、バンジージャンプが導入され、メディア等での注目度が上がり、さらなる整備の要望がされる中、富士市須津川溪谷総合的整備計画の見直しは必要と考える。また、令和2年3月の富士市観光基本計画の見直しでは、須津川溪谷を有力な観光資源と捉え、安全性の確保、自然環境の保全を行うとともに、誘客性を高めるための取組を推進し、バランスの取れた観光活用を目指すとしている。コロナ禍となり、新たな生活での観光施策として自然回帰が見直されている今、上位計画である観光基本計画の「施策6 観光インフラの整備」にある「観光スポットでの受入環境の向上」を図るとするならば、安全性を高めながら、大棚の滝周辺整備を積極的に進め、須津川溪谷での官民連携の成功モデルであるバンジージャンプ事業だけでなく、自然を利用したの魅力あるアクティビティの開発も取り組むべきと考える。</p> <p>今夏の須津川溪谷の状況を鑑みると、ウィズコロナ、アフターコロナでも期待できる、スポーツ合宿に訪れる若者や、インバウンド需要も含め、観光施策として重点的、また積極的な整備推進をするべき場所と思われるので、以下質問する。</p> <p>(1) 須津川溪谷の利用状況をどのように捉え、近年の利用状況での課題をどのように捉えているのか。</p> <p>(2) 須津川溪谷の整備状況はどのようなものか。また、地域でも積極的な環境整備が求められているが、富士市須津川溪谷総合的整備計画の中で管理体制やロードマップを示すべきと思うがいかがか。</p> <p>(3) 須津川溪谷の魅力向上と観光施策に磨きをかけるため、メディアが注目し、人が呼べる成功事例であるバンジージャンプだけでなく、新たなアクティビティの開発——例えば、自然を生かした滝行、e-バイク、ジップライン、バーベキュー施設整備等々、検討すべきと思うがいかがか。</p> | 市長 及び 担当部長 |